

# 山口県報

平成17年  
10月28日  
(金曜日)

## 目 次

告示

鳥獣保護区の設定に関する告示の一部改正(五件)(自然保護課)……………一

特別保護地区の指定に関する告示の一部改正(自然保護課)……………四

休猟区の指定(自然保護課)……………五

銃猟禁止区域の設定に関する告示の一部改正(二件)(自然保護課)……………七



### 山口県告示第五百八十三号

鳥獣保護区の設定に関する告示(昭和三十年山口県告示第七百十四号)の一部を次のように改正する。

平成十七年十月二十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 名称に関する部分を次のように改める。
- 一 名称 常盤鳥獣保護区
- 二 区域に関する部分中「大字沖宇部字則貞」を「則貞五丁目」に、「県道西岐波吉見線との交差点」を「市道請川二号線との三差路に至り、同所から市道請川二号線に沿って東に進み、県道西岐波吉見線との三差路」に、「交差点に至り、同所から同市道」を「三差路に至り、同所から同市道」に改め、「市道床波南方八幡宮上の原線」の下に「及び市道上の原二号線」を加え、「一般国道一九〇号」を「同国道」に改め、「一円の」を削り、「(面積九四七ヘクタール)」を「(面積 九四七ヘクタール)」に改める。

ル)」に改める。

三 存続期間に関する部分中「平成十七年十月三十一日」を「平成二十七年十月三十一日」に改める。

三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の区分

身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林及び都市公園を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

### 山口県告示第五百八十四号

鳥獣保護区の設定に関する告示(昭和三十七年山口県告示第五百六十八号)の一部を次のように改正する。

平成十七年十月二十八日

山口県知事 二井 関 成

- 二 区域に関する部分中「佐波郡徳地町大字船路の町道御馬北谷線と町道川口屋敷線」を「山口市徳地船路の市道川口・屋敷線と市道御馬・ゆづりは線」に、「町道御馬北谷線」を「市道御馬・ゆづりは線」に改め、「県道柿木山口線」の下に「及び市道御馬・ゆづりは線」を加え、「山口市と同町との境界線」を「同市仁保上郷と徳地野谷との大字界線」に、「同境界線に沿って北西」を「同大字界線に沿って北西」に、「同町と阿武郡阿東町との境界点」を「阿武郡阿東町との境界線」に、「徳地町と阿東町との境界線」を「同境界線」に、「同国道と滑林道併用町道釣山梶畑線」を「一般国道四八九号と市道釣山・梶畑線」に、「同町道」を「同市道」に、「中国自然歩道」を「市道笹ヶ滝・祖父線」に、「滑国有林」を「滑山国有林」に、「南西に進み、第二十八林班」を「南に進み、第二十八林班」に、「私有林との境界線に沿って南西」を「私有林との境界線に沿って西」に、「(面積三、一二七ヘクタール)」を「(面積 三、一二七ヘクタール)」に改める。
- 三 存続期間に関する部分中「平成十七年十月三十一日」を「平成二十七年十月三十一日」に改める。
- 三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の区分

身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、アカマツ、コナラ等が生育する天然林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

山口県告示第五百八十五号

鳥獣保護区の設定に関する告示（昭和四十年山口県告示第六百九十六号）の一部を次のように改正する。

平成十七年十月二十八日

山口県知事 二井 関 成

羅漢山鳥獣保護区の一 区域に関する部分中、「字柱ヶ瀬の県道佐伯六日市線と県道大原徳山線」を、「の県道若国錦線と県道佐伯錦線」に、「県道佐伯六日市線に沿って北北西」を、「県道若国錦線に沿って北」に、「大字大原の大原小学校前に至り、同所から」を、「大字大原の県道若国錦線と二〇〇林班のB準林班の準林班界との接点に至り、同所から同準林班界に沿って北西に進み、二〇〇林班のA準林班とB準林班との準林班界に至り、同所から同準林班界に沿って北東に進み、一九九林班と二〇〇林班との林班界に至り、同所から同林班界に沿って東に進み、一九九林班の二〇〇小班と二一一小班との小班界に至り、同所から同小班界に沿って北西に進み、同林班の二〇〇小班と二一一小班と二一一小班と二一一小班との小班界の接点に至り、同所から同林班の二〇〇小班と二一一小班と二一一小班との小班界に沿って東に進み、同林班の一九一五小班と二〇〇小班と二一一小班との小班界の接点に至り、同所から同林班の一九一五小班と二一一小班と二一一小班との小班界に沿って北に進み、同林班の一九一五小班と二一一小班と二一一小班との小班界の接点に至り、同所から同林班の一九一七小班と二一一小班と二一一小班との小班界の接点に至り、同所から同林班の一九一七小班と二一一小班と二一一小班との小班界に沿って北に進み、中郷川の左岸に至り、同所から同川の左岸に沿って東に進み、一九七林班と一九九林班との林班界に至り、同所から同林班界に沿って東に進み、一九七林班の三〇一五小班と三一一〇小班との小班界に至り、同所から同小班界に沿って北に進み、林道新道線に至り、同所から同林道に沿って東に進み、「林道羅漢山線に至り、同所から同林道」を、「美和町大字秋掛の町道根木ノ骨羅漢山線に至り、同所から同町道」に改め、「林道根木の骨線を経て」を削り、「字延ヶ原

の林道岡の迫延ヶ原線に至り、同所から同林道」を、「大字本谷の村道程原延ヶ原線に至り、同所から同村道」に、「同村字岡之迫の県道大原徳山線」を、「県道若国錦線との三差路」に、「北北東」を、「北」に改め、「一円の」を削り、「（面積一、三八一ヘクタール）」を、「（面積一、三八一ヘクタール）」に改める。

羅漢山鳥獣保護区の一 存続期間に関する部分中、「平成十七年十月三十一日」を、「平成二十七年十月三十一日」に改める。

羅漢山鳥獣保護区の一 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の区分

森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹及び針葉樹の混交林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

山口県告示第五百八十六号

鳥獣保護区の設定に関する告示（昭和五十年山口県告示第九百二十四号の十四）の一部を次のように改正する。

平成十七年十月二十八日

山口県知事 二井 関 成

高野鳥獣保護区の一 区域に関する部分中、「豊浦郡豊浦町大字川棚」を、「下関市豊浦町大字川棚」に、「町道市の内線」を、「市道高野辻線」に、「町道石印寺鬼ヶ城線」を、「市道石印寺鬼ヶ城線」に、「町道市石印寺線」を、「市道市石印寺線」に、「町道黒井川棚線」を、「市道黒井川棚線」に、「町道市杜屋線」を、「市道市杜屋線」に、「町道新堤線と」を、「市道新堤線及び市道市杜屋線と」に、「町道新堤線」を、「市道新堤線」に、「町道黒井室津線」を、「市道黒井室津線」に、「大字吉永」を、「同市豊浦町大字吉永」に、「町道下村中央線」を、「市道下村中央線」に、「（面積九三〇ヘクタール）」を、「（面積九三〇ヘクタール）」に改める。

高野鳥獣保護区の一 存続期間に関する部分中、「平成十七年十月三十一日」を、「平成二十七年十月三十一日」に改める。

高野鳥獣保護区の一 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の区分  
森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹の天然林を中心とした森林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

土井ヶ浜鳥獣保護区の一 区域に関する部分中、「豊浦郡豊北町大字神田」を、「下関市豊北町大字神田」に、「町道大江良特牛線」を、「市道大江良特牛線」に、「同町道に沿つて南東」を、「同市道に沿つて南東」に、「町道鳴滝西沢線との三差路」を、「市道鳴滝西沢線及び市道鳴滝上鳴滝北線との交差点」に、「同町道に沿つて南に」を、「市道鳴滝西沢線に沿つて南に」に、「町道波原神田口線」を、「市道波原神田口線」に、「町道津波敷田代線との三差路」を、「市道津波敷田代線及び市道一の宮今宮線との交差点」に、「町道津波敷田代線」を、「市道津波敷田代線」に改める。  
土井ヶ浜鳥獣保護区の一 存続期間に関する部分中、「平成十七年十月三十一日」を「平成二十七年十月三十一日」に改める。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の区分  
森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹の天然林を中心とした森林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

山口県告示第五百八十七号

鳥獣保護区の設定に関する告示（昭和六十年山口県告示第八百六十五号）の一部を次のように改正し、平成十七年十一月一日から施行する。

平成十七年十月二十八日

山口県知事 二井 関 成

高照寺山鳥獣保護区の一 区域に関する部分中、「字大平」の下に、「九二五の一、」を

加え、「（面積四一ヘクタール）」を、「（面積 四一ヘクタール）」に改める。

高照寺山鳥獣保護区の一 存続期間に関する部分中、「平成十七年十月三十一日」を「平成二十七年十月三十一日」に改める。

高照寺山鳥獣保護区の一 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の区分  
森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹及び針葉樹の混交林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

桜山鳥獣保護区の一 区域に関する部分中、「市道山ヶ峠堂下線」を、「市道南原線」に改め、「西に進み」の下に、「市道横坂徳定線に通ずる小径との三差路に至り、同所から同小径に沿つて西に進み」を加え、「市道横坂徳定線に沿つて北東に進み、」を、「同市道に沿つて北東に進み、市道新町線及び」に、「一般国道四三三五号」を、「国道」に改め、「一円の」を削り、「（面積六六五ヘクタール）」を、「（面積 五一四ヘクタール）」に改める。

桜山鳥獣保護区の一 存続期間に関する部分中、「平成十七年十月三十一日」を「平成二十七年十月三十一日」に改める。

桜山鳥獣保護区の一 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の区分  
身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、スタジイ等の巨樹が生育する自然記念物である森林及び都市公園を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

江良鳥獣保護区の一 区域に関する部分中、「豊浦郡豊浦町大字川棚」を、「下関市豊浦町大字川棚」に、「町道向畔湯町線」を、「市道向畔湯町線」に、「とし、同所から同町道」を、「とし、同所から同市道」に、「町道江良上畔線」を、「市道江良上畔線」に、

「同町道に沿って北に進み、町道上畔線」を「市道江良上畔線に沿って北に進み、市道上畔線」に、「同町道に沿って北東」を「市道上畔線に沿って北東」に、「町有林」を「市有林」に、「豊浦郡菊川町と豊浦町との境界線」を「同市菊川町大字久野と同市豊浦町大字川棚との大字境界線」に、「同境界線に沿って南に進み、県道豊浦久野線」を「同大字境界線に沿って南に進み、同県道」に、「(面積一四五ヘクタール)」を「(面積一四五ヘクタール)」に改める。

江良鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成十七年十月三十一日」を「平成二十七年十月三十一日」に改める。

江良鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 鳥獣保護区の保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の区分

身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹の天然林を中心とした森林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

山口県告示第五百八十八号

特別保護地区の指定に関する告示(昭和六十年山口県告示第八百七十号)の一部を次のように改正し、平成十七年十一月一日から施行する。

平成十七年十月二十八日

山口県知事 二井 関 成

羅漢山鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分中「字羅漢山」を削り、「法華山山頂に至り、同所から町有林と私有林との境界線」を「二〇七林班と二一〇林班との林班界に至り、同所から同林班界に沿って北に進み、二〇七林班と二〇八林班と二一〇林班との林班界の接点に至り、同所から二〇七林班と二〇八林班との林班界」に改め、「一円の」を削り、「(面積一一七ヘクタール)」を「(面積一一四ヘクタール)」に改める。

羅漢山鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成十七年十月三十一日」を「平成二十七年十月三十一日」に改める。

羅漢山鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 特別保護地区の区分

森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、針葉樹を中心とした森林を有し、アカゲラ、オオルリ、ハチクマ等の各種の鳥獣にとつて良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

高照寺山鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成十七年十月三十一日」を「平成二十七年十月三十一日」に改める。

高照寺山鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 特別保護地区の区分

森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹及び針葉樹の混交林を有し、ハチクマ、ハヤブサ、ヤマドリ等の各種の鳥獣にとつて良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

大原湖鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 大原湖鳥獣保護区内の山口市徳地野谷の一般国道四八九号と佐波川ダム管理道に通ずる小径との三差路を起点とし、同所から同小径に沿って東に進み、同管理道に至り、同所から同管理道に沿って東に進み、一一三林班と一一四林班との林班界に通ずる防火線に至り、同所から同防火線に沿って北西に進み、一一三林班と一一四林班との林班界に至り、同所から同林班界に沿って西に進み、一一二林班と一一三林班と一一四林班との林班界の接点に至り、同所から一一二林班と一一四林班との林班界に沿って北西に進み、同国道との交点に至り、同所から同国道に沿って北東に進み、起点に至る線によつて囲まれた区域の徳地町有林の全域(面積 三一ヘクタール)

大原湖鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成十七年十月三十一日」を「平成二十七年十月三十一日」に改める。

大原湖鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 特別保護地区の区分

身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、県民が野鳥に親しむことができるよう整備されているとともに、アカマツ、コナラ等の巨樹が大部分を占める天然林を有し、センダイムシクイ、ヤマセミ、ヤマドリ等の各種の鳥獣にとつて良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

常盤鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分中、「大字沖宇部字受堤上」を「則貞三丁目」に、「字切貫」を「野中三丁目のぼたん園前」に、「字後論瀬」を「大字沖宇部字兵右工門屋敷」に改め、「一円の」を削り、「(面積一三八ヘクタール)」を「(面積 一三八ヘクタール)」に改める。

常盤鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中、「平成十七年十月三十一日」を「平成二十七年十月三十一日」に改める。

常盤鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。  
四 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 特別保護地区の区分

身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林及び野鳥を観察する場所として広く利用されている都市公園を有し、オオバン、カイツブリ、センダイムシクイ等の各種の鳥獣にとつて良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

江良鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 江良鳥獣保護区内の下関市豊浦町大字川棚字溝口一三三三の三及び字岡一九三の一の下関市有林の全域(面積 二九ヘクタール)

江良鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中、「平成十七年十月三十一日」を「平成二十七年十月三十一日」に改める。

四 江良鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。  
特別保護地区の保護に関する指針

(一) 特別保護地区の区分

身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、ウグイス、ホオジロ、メジロ等の各種の鳥獣にとつて良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

山口県告示第五百八十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十四条第一項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

平成十七年十月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 名称 根笠休猟区

二 区域 玖珂郡美川町大字南桑の一般国道一八七号と町道滝山線との三差路を起点とし、同所から同町道に沿って西に進み、林道滝山線に至り、同所から同林道に沿って西に進み、林道石童山線に至り、同所から林道石童山線に沿って北に進み、四林班と五林班との林班界に至り、同所から同林班界に沿って西に進み、四林班と五林班と二一林班との林班界の接点に至り、同所から四林班と二一林班との林班界に沿って南西に進み、四林班と二一林班と二二林班との林班界の接点に至り、同所から二一林班と二二林班との林班界に沿って西に進み、県道根笠周東線に至り、同所から同県道に沿って北西に進み、県道周東美川線との三差路に至り、同所から県道周東美川線に沿って北に進み、同国道との三差路に至り、同国道に沿って南東に進み、起点に至る線によつて囲まれた区域(面積 九〇〇ヘクタール)

三 存続期間 平成十七年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで

一 名称 東荷休猟区

二 区域 光市大字小周防と大字東荷との大字界線と市道黒杭(鍋倉線との交点を起点とし、同所から同大字界線に沿って北東に進み、光市と周南市との境界線に至り、同所から同境界線に沿って東に進み、光市と周南市と玖珂郡周東町との境界点に至り、



一 名称 三隅東休猟区

二 区域 長門市三隅上の一般国道一九一号と県道小郡三隅線との三差路を起点とし、同所から同国道に沿って北西に進み、同市三隅中の県道長門三隅線との三差路に至り、同所から同県道に沿って北西に進み、JR山陰本線に至り、同所から同山陰本線に沿って北東に進み、萩市と長門市との境界線に至り、同所から同境界線に沿って南東に進み、境峠に至り、同所から同境界線に沿って南に進み、萩市と長門市と美祿郡美東町との境界点に至り、同所から長門市と同町との境界線に沿って西に進み、県道小郡三隅線に至り、同所から同県道に沿って北西に進み、起点に至る線によって囲まれた区域（面積 二、〇五〇ヘクタール）

三 存続期間 平成十七年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで

一 名称 石洞ヶ岳休猟区

二 区域 阿武郡阿東町大字生雲西分の県道萩篠生線と町道古市木和田線との三差路を起点とし、同所から同町道に沿って北西に進み、県道迫田篠目停車場線との交差点に至り、同所から同県道に沿って北東に進み、県道高佐下阿東線との三差路に至り、同所から県道高佐下阿東線に沿って南東に進み、同町大字生雲西分と大字地福上との大字界線に至り、同所から同大字界線に沿って南西に進み、同町大字生雲西分と大字生雲東分と大字地福上との境界点に至り、同所から同町大字生雲西分と大字生雲東分との大字界線に沿って南西に進み、県道萩篠生線に至り、同所から同県道に沿って北西に進み、起点に至る線によって囲まれた区域（面積 六五五ヘクタール）

三 存続期間 平成十七年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで

山口県告示第五百九十号

銃猟禁止区域の設定に関する告示（昭和五十年山口県告示第八百九十二号）の一部を次のように改正する。

平成十七年十月二十八日

山口県知事 二井 関 成

藤河内銃猟禁止区域の二 区域に関する部分中、「字下松小野」を削り、「旧二俣瀬村と旧小野村との境界線」を、「同市大字藤河内と大字山中との大字界線」に、「同境界線」を、「同大字界線」に、「字他屋」を、「同市大字榎小野字三ノ他屋」に、「字細切」

を、「同市大字藤河内字四ノ他屋」に、「同市道」を、「市道割木松榎小野線」に改め、「一円の」を削り、「（面積一四七ヘクタール）」を、「（面積 一四七ヘクタール）」に改める。

藤河内銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中、「平成十七年十月三十一日」を「平成二十七年十月三十一日」に改める。

山口県告示第五百九十一号

銃猟禁止区域の設定に関する告示（昭和六十年山口県告示第八百七十二号）の一部を次のように改正する。

平成十七年十月二十八日

山口県知事 二井 関 成

三 存続期間に関する部分中、「平成十七年十月三十一日」を、「平成二十七年十月三十一日」に改める。

平成十七年十月二十八日印刷  
發行

發行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)